田川市教育委員会交際費支出基準

１ 趣旨

この基準は、教育行政の円滑な運営を図るため、対外的に交渉する教育長及びその代理として当該交渉を行う者（以下「教育長等」という。）の社会通念上必要と認められる交際上の経費（以下「交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

２ 支出区分等

交際費は、交際上必要と認められる相手方（社会通念上妥当と認められるものに限る。）に対し、憲法、地方自治法その他の法令に従い、社会通念上儀礼の範囲内の額を支出するものとし、その支出区分等は次の表のとおりとする。ただし、これにより難い事例が生じた場合は、教育行政への関わりを総合的に勘案し、その都度決定するものとする。

支出区分	支出内容	支出額	摘要
会　　費	個人又は団体（市の業務の請負を行うものを除く。）が催す祝事、記念行事、総会、祝賀会等に対する会費	案内状等に記載された額。ただし、会費の明記がない場合は、行事等の内容を勘案し、10,000円以内とする。	国会議員、地方公共団体の議会の議員（候補者を含む。）にある者及び政治団体等の出陣祝い、当選祝い、就任祝い、政治資金パーティー等に対しては支出しない。ただし、叙勲、褒章等の受章祝賀会や公職者（大臣、議長等）の就任祝賀会等社会通念上妥当と認められるものについては、この限りではない。
祝　　儀	個人又は団体（市の業務の請負を行うものを除く。）が催す祝事、記念行事、総会、祝賀会等に対するお祝い	社会通念上妥当と認められる額	⑴ 結婚祝金は支出しない。 ⑵ 市が補助金を交付している団体には支出しない。 ⑶ 市又は市が事務局となっている実行委員会が催す行事等には支出しない。 ⑷ 各校区又は地域主催の諸行事に出席の場合は、挨拶にとどめ祝儀は支出しない。

			⑸ スポーツ大会及び文化芸能行事（チャリティ等公益性の高いものは除く。）に出席の場合は、挨拶にとどめ祝儀を支出しない。 ⑹　会費の項の摘要の欄を適用する。
弔　　慰	教育行政関係者等及びその親族の葬儀等に対する生花、香典等	社会通念上妥当と認められる額	初盆の供物等については支出しない。
渉外用贈答品等	教育行政の発展に寄与すると認められる個人又は団体との協議を行うにあたり持参する記念品等	社会通念上妥当と認められる範囲内の記念品又は贈答品	換金可能なものの使用は控えるものとする。
見　　舞	病気､事故等に対する見舞	社会通念上妥当と認められる額	⑴ 公職者等へ支出することが公益上認められるもの ⑵ 市側の重大な過失による事故等にあったもの
懇談会費	教育行政の発展に寄与すると認められる会議等の懇談会費(茶菓子費を含む。)	１人当り6,000円を限度とする。	市内部での意見交換会等には支出しない。
そ の 他	上記のほか教育行政の発展に寄与すると認められる個人又は団体(市の業務の請負を行う	社会通念上妥当と認められる範囲内の額又は記念品若	

	ものを除く。）への支出(記念品又は贈呈品を含む。）及び教育長が特に必要と認める経費	しくは贈呈品	

3　適用

この基準は、平成２５年１月１日以後に支出するものから適用する。